

アナログ規制の点検・見直しに係る調査票
(見直し不要抜粋)

No.	条例等名	条項／ 掲載場所／様式	条文／規定内容	規制項目
1	郡山市マイクロフィルム文書取扱規程	第9条第2項	2 マスターフィルムへの撮影に当たっては、総務法務課長の指名する職員が 立ち会う ものとする。	目視
2	郡山市マイクロフィルム文書取扱規程	第20条第1項	第20条 総務法務課長は、マスターフィルム文書の保存状況について、次により 定期検査 を行い、その結果を文書台帳に記入しなければならない。 (1) 精密検査 マスターフィルム文書撮影後6月を経過したとき及び撮影後 2年目ごと に行う。 (2) 抽出検査 前号の精密検査のほか、 毎年 10月に行う。	定期検査・点検
3	郡山市マイクロフィルム文書取扱基準	7	7 マスターフィルム文書の定期検査 規程第20条の規定によるマスターフィルム文書の 定期検査 は、次のとおりとする。 (1) 精密 検査 マスターフィルム文書の損傷、膜面の変色及び粘着その他異状の有無について行うものとする。 (2) 抽出 検査 マイクロフィルムキャビネットに整理してあるマスターフィルム文書を、各引出しの前部、中部及び後部から任意に5パーセントを抽出して行うものとする。この場合において、マスターフィルム文書の損傷、膜面の変色及び粘着その他異常を発見したときは、その状態により、関連するマスターフィルム文書の 検査 をしなければならない。	定期検査・点検
4	郡山市職員服務規程	第29条第4項	4 宿日直員は、随時庁舎内外を 巡視 し、火災、盗難の防止に努めなければならない。	目視
5	郡山市職員の住居手当支給に関する規則	第9条	第9条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第13条の2第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを 随時確認 するものとする。	定期検査・点検
6	郡山市職員の通勤手当支給に関する規則	第11条	第11条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、通勤の実情を 随時確認 しなければならない。	定期検査・点検
7	郡山市職員の単身赴任手当の支給に関する規則	第10条第1項	第10条 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第14条の5第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを 随時確認 するものとする。	定期検査・点検

No.	条例等名	条項／ 掲載場所／様式	条文／規定内容	規制項目
8	郡山市職員の給与に関する規則	第23条の3第5項	5 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を郡山市公告式条例(昭和40年郡山市条例第2号)第2条第2項に定める掲示場に 掲示 することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	書面掲示
9	郡山市職員の退職手当に関する条例	第17条第3項	3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を郡山市公告式条例(昭和40年郡山市条例第2号)第2条第2項の掲示場に 掲示 することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	書面掲示
10	郡山市財務規則	第96条第2項	2 前項の規定による事務の引継ぎにおいては、事務引継書(事務引継目録を含む。)各3通を作成し、両者が 立会い の上、現物及び関係書類を引継ぎ、両者各1通ずつを保管し、残りの1通は会計管理者に提出しなければならない。ただし、分任出納員にあっては出納員の承認を得て書面による引継ぎを省略することができる。	目視
11	郡山市財産規則	第32条	第32条 公有財産管理権者は、借受人等から使用又は貸付けに係る公有財産の引渡しを受けるときは、借受人等の 立会い を求め、当該公有財産について、 実地に検査 をしなければならない。	目視
12	郡山市財産規則	第13条第2項	2 公有財産取得権者は、前項の規定により境界標を設置するときは、隣地所有者の 立会い を求めて境界を確認し、境界確認に関する覚書その他の書類を作成し、これを公有資産マネジメント課長へ提出するとともに、その写しを当該土地の管理に係る事務又は事業を所掌する課長又は教育委員会に送付しなければならない。	目視
13	郡山市印鑑条例	第5条第2項	2 前項の確認は、郵送その他市長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び官公署の発行した免許証その他の規則で定める文書(以下「回答書等」という。)を当該登録申請者に 持参 させることによって行うものとする。	往訪閲覧・縦覧
14	印鑑事務取扱要領	3(1)①	3 登録申請 (1) 申請人 ① 本人出頭の原則 印鑑登録は、原則として印鑑登録を受けようとする者が、自ら本庁、行政センター、行政センター連絡所又は市民サービスセンターの 窓口に出頭 して申請しなければならない。	往訪閲覧・縦覧
15	印鑑事務取扱要領	5(2)	5 印鑑の登録・印鑑登録証の交付 (2) 印鑑登録証の交付 印鑑登録証を登録申請者又はその代理人に 直接に交付する 。「直接に交付する」とは、登録申請者又はその代理人に 手渡し することを意味している。	往訪閲覧・縦覧

No.	条例等名	条項／ 掲載場所／様式	条文／規定内容	規制項目
16	印鑑事務取扱要領	11(1)a	11 印鑑登録証明の申請・印鑑登録証明書の交付 (1) 印鑑登録証明の申請手続について a 窓口における印鑑登録証明の申請手続 印鑑登録証明を申請しようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に所定の事項を記入し、印鑑登録証を添えてしなければならない。なお、郵送による印鑑登録証明の申請は、一切認められない。 代理人は意思能力を有することが必要であり、15 歳以上の者でなければならない。 なお、成年被後見人については、成年後見人が同行していたとしても代理人にはならない。	往訪閲覧・縦覧
17	郡山市令和元年台風第19号に係る被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等に関する実施要領	第8条第2項	2 公費解体要綱第4条の規定による通知を受けた者は、公費解体の実施に当たり、自らの費用負担により 現地立会い を行うこと。	目視
18	郡山市令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に係る被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等に関する実施要領	第8条第2項	2 公費解体要綱第4条の規定による通知を受けた者は、公費解体の実施に当たり、自らの費用負担により 現地立会い を行うこと。	目視
19	郡山市令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震に係る被災家屋等又は災害等廃棄物の解体撤去等に関する実施要領	第8条第2項	2 公費解体要綱第4条の規定による通知を受けた者は、公費解体の実施に当たり、自らの費用負担により 現地立会い を行うこと。	目視
20	郡山市子どもの学習・生活支援事業実施要綱	第9条	第9条 事業者は、事業の実施にあたり、主任支援員1名のほか、利用人数に応じて必要な支援員を 配置 しなければならない	常駐・専任
21	郡山市相談支援事業実施要綱	第5条	第2条の規定により相談支援事業の委託を受けたもの（以下「相談支援事業実施者」という。）は、相談支援事業を行うため、指定相談支援に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第549号）に規定する相談支援専門員を1名 常勤 （専従）及びこれに準じる者を非常勤職員として1名 配置 しなければならない。	常駐・専任
22	郡山市地域活動支援センター事業実施要綱	第5条第2項第1号	2 支援センターの種類ごとの置くべき職員の数は、次のとおりとする。 (1) 地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を1名以上、かつ、基礎的事業に従事する職員を2人以上（うち1人は専任）置き、うち2人以上は、常勤とする。	常駐・専任
23	郡山市地域活動支援センター事業実施要綱	第5条第2項第2号	(2) 地域活動支援センターⅡ型 基礎的事業に従事する職員を3人以上（うち1人は専任）置き、うち1人以上は、常勤とする。	常駐・専任
24	郡山市地域活動支援センター事業実施要綱	第5条第2項第3号	(3) 地域活動支援センターⅢ型 基礎的事業に従事する職員を2人以上（うち1人は専任）置き、うち1人以上は、常勤とする。	常駐・専任

No.	条例等名	条項／ 掲載場所／様式	条文／規定内容	規制項目
25	郡山市興行場法施行条例	第9条第1項第6号	(6) 機械換気設備及び空調設備は、 定期的 に保守 点検 し、故障、破損等が生じた場合は、速やかに補修すること。	定期検査・点検
26	郡山市興行場法施行条例	第10条第1号	(1) 照明設備は、 定期的 に保守 点検 し、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに部品等を取り替え、又は補修すること。	定期検査・点検
27	郡山市旅館業法施行条例	第9条第2号	(2) 照明設備 ア 定期的 に照度を測定するなど保守 点検 を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。	定期検査・点検
28	郡山市給水施設等条例	第6条第1項	第6条 給水施設の設置者は、規則の定めるところにより、 定期 及び臨時の水質 検査 を行わなければならない。	定期検査・点検
29	郡山市給水施設等条例	第16条第2項	2 準簡易専用水道の設置者は、規則の定めるところにより、 定期 に水質 検査 を行わなければならない。	定期検査・点検
30	郡山市公衆浴場法施行細則	第6条第2項	2 条例第4条第3号イ(オ)に規定する規則で定める措置は、浴槽水が前項の基準に適合していることを確認するために、毎日完全に換水している浴槽水は 1年に1回 以上、連日使用している浴槽水は 1年に2回 以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、 1年に4回 以上)その他必要に応じて 検査 を行い、当該検査の結果を検査の日から起算して3年間保管することとする。	定期検査・点検
31	郡山市旅館業法施行細則	第7条第2項	2 条例第11条第3号工に規定する規則で定める措置は、浴槽水が前項の基準に適合していることを確認するために、毎日完全に換水している浴槽水は 1年に1回 以上、連日使用している浴槽水は 1年に2回 以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、 1年に4回 以上)その他必要に応じて検査を行い、当該検査の結果を検査の日から起算して3年間保管することとする。ただし、客室に附属する浴室等で使用する都度完全に換水する浴槽水にあっては、この限りでない。	定期検査・点検
32	郡山市給水施設等条例施行規則	第8条第1項	第8条 条例第6条第1項の規定により行う 定期 の水質 検査 は、当該給水施設により供給される水が水道法による水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次に掲げる検査とする。 (1) 1日1回 行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する 検査 (2) 6箇月に1回 行う水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関する 検査 。ただし、同表中1の項、2の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。 (3) 5年に1回 行う前号ただし書の規定により検査を省略した事項に係る 検査	定期検査・点検
33	郡山市給水施設等条例施行規則	第19条第1項	第19条 条例第16条第2項の規定により行う準簡易専用水道の水質 検査 は、当該準簡易専用水道により供給される水が水道法による水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について 毎年1回 以上定期的に、水質基準に関する省令の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項について行う 検査 とする。	定期検査・点検

No.	条例等名	条項／ 掲載場所／様式	条文／規定内容	規制項目
34	郡山市旅館業法施行条例	第12条第2号	(2) 暖房設備 ア ガス、石油等を燃料とする暖房設備を客に使用させる場合には、客の見やすい場所に、その使用方法その他衛生上必要な事項についての注意書を 掲示 すること。	書面掲示
35	郡山市遊泳用プール衛生管理指導要綱	別表第2（第6条関係） 3 プール水の管理	（4）プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも 毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定 （このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、 毎年1回 以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。 利用者が多数である場合等汚染負荷量が大い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。	定期検査・点検
36	郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	第5条第3項	3 前項ただし書第2号及び第3号の規定にかかわらず、学級担任は、 常勤 かつ 専任 の職員であって、幼稚園の教諭の普通免許状を有するものでなければならない。	常駐・専任
37	郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	第4条第1項	第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を 置かなければならない 。ただし、 常時 2人を下回ってはならない。	常駐・専任
38	郡山市保育所運営規程	第6条	第6条 保育所に 配置 する職員の職種、員数及び職務の内容は、別表第2のとおりとする	常駐・専任
39	郡山市保育所運営規程	別表第2(第6条関係)	保健師又は看護師 1名(乳児を保育する保育所のうち一部の保育所に 配置)	常駐・専任
40	こおりやま園芸カレッジ実施要綱	全文	この要綱全体にアナログ規制検索キーワード(研修)を含むため全文対象	対面講習
41	郡山市総合地方卸売市場条例	第37条第3項	3 前項の符号を用いようとするときは、その符号について 掲示 しなければならない。	書面掲示
42	郡山市総合地方卸売市場条例	第40条第1項	第40条 卸売のための入札は、その販売物品について荷口ごとに出荷者、等級及び重量又は数量その他必要な事項を 掲示 し、又は呼び上げた後入札人に対し一定の入札用紙に氏名、入札金額(消費税等相当額を除く。)その他必要事項を記載させて、これを行わなければならない。	書面掲示
43	郡山市郡山駅西口駅前広場条例施行規則	第5条第2項	2 タクシー待機場の使用に係るバス乗降場等使用許可を受けた者は、タクシー待機場使用許可証を自動車の後面ガラスの内側に後方から見やすいように 掲示 しなければならない。	書面掲示

No.	条例等名	条項／ 掲載場所／様式	条文／規定内容	規制項目
44	郡山市営住宅条例施行規則	第4条	第4条 市長は、条例第9条第1項及び第2項の公開抽選の方法により入居者を決定する場合は、入居申込者のうちから3人以上を選任し、公開抽選に 立ち合わせ るものとする。	目視
45	郡山市駐車場条例	第16条第3項	3 市長は、前2項の規定により処分をするときは、公正な第三者を 立ち合わせ て行うものとする。	目視
46	県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業施行規程	第18条第2項	2 前項の規定による申請があったときは、市長は、申請人及び土地所有者の 立会 を求めて、当該申請に係る土地の地積を確認して、その基準地積を更正しなければならない。	目視
47	県中都市計画事業荒井北井土地区画整理事業施行規程	第18条第3項	3 市長は、前条の基準地積が明らかに事実と相違すると認める土地及び特に地積について実測する必要があると認める土地について、その土地の所有者及びその土地に隣接する土地の所有者を 立会 わせて、その土地の地積を実測してその基準地積を更正することができる。	目視
48	県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業施行規程	第18条第2項	2 前項の規定による申請があったときは、市長は、申請人及び土地所有者の 立会 を求めて、当該申請に係る土地の地積を確認して、その基準地積を更正しなければならない。	目視
49	県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業施行規程	第18条第3項	3 市長は、前条の基準地積が明らかに事実と相違すると認める土地及び特に地積について実測する必要があると認める土地について、その土地の所有者及びその土地に隣接する土地の所有者を 立会 わせて、その土地の地積を実測してその基準地積を更正することができる。	目視
50	県中都市計画事業伊賀河原土地区画整理事業施行規程	第18条第2項	2 前項の規定による申請があったときは、市長は、申請人及び土地所有者の 立会 を求めて、当該申請に係る土地の地積を確認して、その基準地積を更正しなければならない。	目視
51	県中都市計画事業伊賀河原土地区画整理事業施行規程	第18条第3項	3 市長は、前条の基準地積が明らかに事実と相違すると認める土地及び特に地積について実測する必要があると認める土地について、その土地の所有者及びその土地に隣接する土地の所有者を 立会 わせて、その土地の地積を実測してその基準地積を更正することができる。	目視
52	県中都市計画事業徳定土地区画整理事業施行規程	第18条第2項	2 前項の規定による申請があったときは、市長は、申請人及び土地所有者の 立会 を求めて、当該申請に係る土地の地積を確認して、その基準地積を更正しなければならない。	目視
53	県中都市計画事業徳定土地区画整理事業施行規程	第18条第3項	3 市長は、前条の基準地積が明らかに事実と相違すると認める土地及び特に地積について実測する必要があると認める土地について、その土地の所有者及びその土地に隣接する土地の所有者を 立会 わせて、その土地の地積を実測してその基準地積を更正することができる。	目視

No.	条例等名	条項／ 掲載場所／様式	条文／規定内容	規制項目
54	県中都市計画事業大町土地 区画整理事業施行規程	第15条第1項	第15条 換地計画において換地を定めるために必要な従前の宅地各筆の地積は、市長が関係土地所有者の 立会い の上実測して定めた地積によるものとする。ただし、実測した後に当該宅地の分割があった場合は、分割した宅地については、登記された地積をもって従前の宅地の地積とすることができる。	目視
55	郡山市都市公園条例施行規則	第7条	第7条 物品の販売、興行その他これらに類する行為について市長の許可を受けた者は、当該行為を行うときは、当該物品の価格又は料金を公衆の見やすい箇所に 掲示 しておかなければならない。	書面掲示
56	郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱	第11条	第11条 補助事業者は、主な耐震補強箇所を 目視 できる又は現地建替工事において現行基準（新耐震基準（平成12年政令第211号））を満たすと 確認 できる時期に建築士の 確認 を受け、郡山市木造住宅耐震改修促進事業中間確認報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に 報告 しなければならない。 2 市長は、前項の規定による報告があった場合、速やかに補助事業の施工の内容について 確認 （以下「 中間確認 」という。）を行うものとする。 3 市長は、前項の規定による 中間確認 を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合は、補助事業者に対し、補助事業を適切に行うよう指示するものとする。この場合において、補助事業者が当該指示に従わないときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。	目視
57	郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修等）補助金交付要綱	第11条	第11条 補助対象者は、交付決定を受けた耐震改修において補強箇所等を 目視確認 できる時期に、郡山市建築物耐震化促進事業（耐震改修）中間検査申請書（第4号様式）を提出し、市長による中間検査を受けるものとする。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 請負契約書の写し (2) 工事施工写真 2 市長は、前項の規定による 検査 の結果、耐震改修が適切に行われていないと認めるときは、補助対象者に対し、耐震改修を適切に行うよう指示することができる。	目視
58	郡山市簡易水道事業給水条例	第18条第2項	2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、事業管理者の指定する職員を 立ち会 わせなければならない。	目視
59	郡山市上下水道局公有財産 使用許可及び貸付規程	第6条	第6条 借受人等は、使用許可に係る行政財産又は貸付けに係る行政財産若しくは普通財産の引渡しをするときは、当該行政財産又は普通財産について、 実地 で 検査 を受けなければならない。	目視
60	郡山市水道事業給水条例	第23条第2項	2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、事業管理者の指定する職員を 立会 わせなければならない。	目視
61	郡山市上下水道局職員健康 情報等取扱規程	第14条第1項	第14条 主管部署は、この規程が適切に運用されているかを 随時確認 するとともに、必要に応じて、この規程の見直しを行う。	定期検査・点検
62	郡山市上下水道企業職員の 住居手当支給に関する規程	第8条	第8条 管理者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第6条の2の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを 随時確認 するものとする。	定期検査・点検

No.	条例等名	条項／ 掲載場所／様式	条文／規定内容	規制項目
63	郡山市上下水道局庁舎管理 規程	第4条第3項	3 前項の責任者は、第1項に規定する各室の長(以下「室管理責任者」という。)が、職員のうちから定め、庁舎管理責任者に報告するとともに、その室の出入口に職及び氏名を 掲示 しておかなければならない。これを変更するときも、また同様とする。	書面掲示
64	郡山市上下水道局公共工事 現場パトロール実施要綱	第3条	パトロールは、総務課長の命令を受けた職員（以下「検査員」という。）が、工事現場パトロールチェックリスト（第1号及び第2号様式）に掲げる項目について前条に規定する対象工事の 現場 において 確認 することにより実施するものとする。 2 検査員は、当該工事について必要があると認めるときは、監督員又は受注者に対し、指導書（第3号様式）又は口頭により改善等の指導又は助言を行うことができる。 3 検査員は、前項の指導又は助言を行ったときは、必要に応じて書面により改善等の状況について報告を求めることができる。	目視
65	郡山市上下水道局会計規程	第88条	第88条 前条第1項の規定により実地たな卸を行う場合は、経営管理課長は、管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を 立ち会わせ なければならない。	目視
66	郡山市上下水道局会計規程	第87条	第87条 経営管理課長は、毎事業 年度末実地たな卸 を行わなければならない。 2 前項の規定により実地たな卸を行った場合は、経営管理課長はその結果を管理者に報告しなければならない。	定期検査・点検
67	郡山市下水道条例施行規程	第39条第2項	2 責任技術者は、当該工事の完了に伴う検査に 立ち会 わなければならない。	目視
68	郡山市農業集落排水施設条 例施行規程	第7条第4号	(4) 工事の検査には、工事を担当した責任技術者が 立ち会 うこと。	目視
69	郡山市下水道条例	第26条第3号	(3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように 定期的 にその 洗浄 等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。	定期検査・点検
70	郡山市上下水道局自家用電 気工作物保安規程	第14条第1項	第14条 電気工作物の保安のための 巡視 、点検及び検査は、別表第3に定める基準により行わなければならない。	目視
71	郡山市上下水道局自家用電 気工作物保安規程	第5条第2項	2 所轄官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を 立ち会 わせるものとする。	目視
72	郡山市上下水道局自家用電 気工作物保安規程	別表第3(第14条関係)	(以下の項目で点検周期を規定している) 日常巡視点検 手入 定期巡視点検 手入 精密点検手入 測定	定期検査・点検
73	郡山市議会会議規則	第30条第1項	第30条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の 立会 人とともに投票を点検しなければならない。	目視